◆◆◆メールマガジン「事業用自動車安全通信」第444号（H30.3.16）◆◆◆

＝はじめに＝
このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する事故情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その内容を他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただくことを目的として配信しています。
また、自動車運送事業等における安全・安心確保に関する最近の情報等についてもトピックとして提供していますので、ご活用ください。

＝目　次＝
1.重大事故等情報＝6件（3月9日～3月15日分）
(1)乗合バスの車内事故①
(2)乗合バスの転落事故
(3)乗合バスの車内事故②
(4)乗合バスの車内事故③
(5)法人タクシーの死傷事故
(6)大型トラックの酒気帯び衝突事故
2. トピック
(1)テロ対策等セキュリティ業務情報【新着情報】
今回号より、新企画として、危機管理業務にお役に立てる事業用自動車に係る「テロ対策等セキュリティ業務情報」の提供も開始いたします。耳寄り情報がある際など、ときどきに発信しますので、併せてご活用ください。
(2)「自動車運送事業者における脳血管疾患対策ガイドライン」を策定しました
(3)事業用自動車の事故防止の徹底について

◇◇◇

現場は信号機や一時停止標識の設置されていない交差点であった模様。

(3)乗合バスの車内事故②
3月12日（月）午後5時18分頃、埼玉県の市道において、同県に営業所を置く乗合バスが乗客3名を乗せ運行中、バスが停留所で停車する前に座席から立ち上がった乗客がブレーキによる車両揺動で転倒した。
この事故により、転倒した乗客が重傷を負った。

(4)乗合バスの車内事故③
3月14日（水）午前8時50分頃、京都府の商業施設構内において、府内に営業所を置く乗合バスが運行中、乗客がバス停に到着したと思い立ち上がった際にバスが動き出し、当該乗客が転倒した。
この事故により、転倒した乗客が重傷を負った。

(5)法人タクシーの死傷事故
3月11日（日）午前1時30分頃、愛知県の県道交差点において、同県に営業所を置く法人タクシーが空車で運行中、横断歩道を渡っていた歩行者をはねた。
この事故により、歩行者が死亡した。
事故当時、当該タクシーは黄色信号から赤色信号に変わるタイミングで交差点に進入した模様。

(6)大型トラックの酒気帯び衝突事故
3月12日（月）午前7時26分頃、千葉県の県道交差点において、栃木県に営業所を置く大型トラックが運行中、対向車線から右折矢印信号に従い進行してきた回送運行中の乗合バスと衝突し、更に信号待ちで停止していた軽自動車に衝突後、電柱に衝突し停止した。
この事故により、当該大型トラックの運転者が軽傷を負った。
事故後、当該大型トラックの運転者の呼気からアルコールが検出されたため道路交通法違反（酒気帯び運転）の現行犯で逮捕された模様。

上記6件の死傷者数計：死亡1名、重傷3名、軽傷8名（速報値）

◇◇◇

け、各分野のセキュリティ対策が喫緊な課題となっています。事業用自動車に係るテロ対策についても警戒意識や対応能力の向上が求められています。
平成21年3月に創刊された本メールマガジン「事業用自動車安全通信」に新たな企画として「テロ対策等セキュリティ業務情報」を掲載します。事業者、運行管理者等の方々におかれましては、事故情報に加え「テロ対策等セキュリティ業務情報」も参考にして、事業運営にご活用していただければと思います。また、直接ご担当でない方におかれましては、関係部署や現場ご担当者様に広くお知らせいただき、さらなる安心・安全の確保に努めて頂くことを期待して掲載していく予定です。

◆◇◆新企画第1弾◆◇◆
“テロ対策は官民一体で！！
ロンドンでバスをも対象とした同時爆破テロ（2005年7月）が発生したほか、ニース（2016年7月）、ベルリン（同年12月）、バルセロナ（2017年8月）で、トラック等の車両を暴走させるテロの発生や、ボストンマラソン爆弾テロ（2013年4月）など自動車が関連するテロ事件や、大規模スポーツイベントを標的としたテロ事件が発生するなど、国際テロの脅威が高じているところです。
テロ対策のノウハウ、知識や最新の対策は、事業者の皆様それぞれが独自に調べたり考えたりすることは難しく、一定の対策を取ることは必要だとしてもどこから取り組み始めたら良いのかと思う方が多いのではと思います。警察庁では都道府県警察本部、警察署単位での官民が連携した研修会、訓練などを推進しており、全国の警察機関ではこれらの取り組みへの事業者の皆様の参加を募っています。例えば、東京都では平成20年に警視庁、東京都等の関係機関と民間事業者からなる「テロ対策東京パートナーシップ推進会議」を発足させています。皆様の地域におけるこのような取り組みに積極的にご参画いただき、テロ対策を進めて頂く際のきっかけとして頂くことをご提案いたします。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
　「官民一体となったテロ対策」（警察庁）
→　https://www.npa.go.jp/bureau/security/terrorism/terotaisaku.html

---

(2)「自動車運送事業者における脳血管疾患対策ガイドライン」を策定しました
（配信日：H30.2.23）

国土交通省では、自動車運送事業者における運転者の脳健診受診等を促進し、健康起因事故の防止を図るため、脳血管疾患対策を進めていくために知っておくべき内容や取り組む際の手順等を具体的に示した「自動車運送事業者における脳血管疾患対策ガイドライン」を策定しました。
運転者が健康で安全に業務できる職場環境にするため、本ガイドラインをご活用

ください。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
→ http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000335.html

---

(3)事業用自動車の事故防止の徹底について
（配信日：H30.2.16）

2月15日付けの警察庁発表の「交通事故統計」によると、平成29年中に発生した事業用自動車が第1当事者となった死亡事故件数が、
・バス・マイクロ　15件　（対前年比4件増）
・乗用（タクシー等）　39件　（対前年比11件減）
・貨物　289件　（対前年比14件増）
・合計　343件　（対前年比7件増）
となりました。事業用自動車の死亡事故件数が増加したのは、5年ぶりのことです。（当事者種別（第1当事者）別の事故原因、事故類型については未発表）
各事業者様におかれましては、改めて、運行管理、運転者教育の確実な実施、社内の安全意識の向上等に関し、下記事項を徹底していただき安全運行に万全を期すようお願いいたします。

1.点呼の実施並びに乗務員の健康状態及び過労状態の把握を確実に行うという安全確保の原点である運行管理業務を再確認し、徹底すること。

2.運転者に対して制限速度の遵守や、運転中の携帯電話等の使用の禁止など、法令遵守を徹底させることはもちろんのこと、運転者教育については、ドライブレコーダーの映像を活用する等効果的な指導方法を工夫し実施すること。

3.運転者に対し高齢者の事故の増加が社会的問題となっていることを理解させ、運行にあたっては、高齢歩行者、高齢自転車利用者、高齢自動車運転者及び高齢乗客に十分配慮させるとともに、自らが高齢の運転者に対しては、適性診断の結果等により自身の運転の特性を十分に認識した運転を心掛けさせること。

◇◇◇

＊ご登録されたメールアドレスの変更は、配信登録を解除していただき、新たに配信登録をお願いします。
配信登録を解除する場合は、以下のアドレスで登録解除することができます。
（　http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/stop.html　）

【参考】
＊自動車局ホームページ
（　http://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html　）
＊自動車の不具合情報はこちら
最近、自動車に乗っていたら異常発生、なんてことありませんでしたか。そんな時は、車検証を用意して、国土交通省「自動車不具合情報ホットライン」に連絡です。皆様の声は、車種ごとに、ホームページ上で公開され、メーカーがきちんとリコールをしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐために活用されます。
・ホームページ受付
（　http://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rcl/hotline.html　）
・フリーダイヤル受付　0120－744－960
（平日9:30～12:00　13:00～17:30）
・自動音声受付　03－3580－4434（年中無休・24時間）
＊自動車のリコール等の通知等があったときは！
使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

◆◆◆